



錦秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。鍋物がおいしい季節がやってきました。

重要情報

1. 神奈川県最低賃金が改定されました！

神奈川県の最低賃金は平成26年10月から19円引き上げられ、「887円(時間額)」に改定されました。雇用形態や呼称の如何を問わず全労働者に適用されます。東京都は888円、沖縄県は677円です。

2. 新たな税目「地方法人税」の創設

H261001以後開始年度の決算申告から、法人・消費・県民/事業・市民税に、地方法人税が加わります。法人税の4.4%を国に上乘せ納付しますが、一方で、県民税が1.8%、市民税が2.6%減少しますので、会社負担は変わりません。

3. 専業主婦サラリーマン優遇の廃止縮小検討へ

政府税制調査会は、女性社会進出の弊害とされる配偶者(特別)控除のみならず、給与所得控除などを見直して、今の経済社会にふさわしい働き方に中立的な所得税の全体構造に向けて、議論を開始しました。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【チリ：ペルトナタレス】オフシーズンの民宿は2,500チリペソ(約500円)。民家の一室ですので暖かくて綺麗でした。実はこの町に用はなかったのですが、パイン国立公園というのがこの辺りでは有名な(実は世界遺産)ということでちょっと寄り道しました。白夜の21時、宿では家庭料理が振舞われました。お皿の中央にグリンピースご飯が山盛りにされ、ちょこんと頂上に牛肉の煮込みが乗っている。ご飯が嬉しかったです。白人の国、チリやアルゼンチンを旅するとうもろパン食が続きますので。翌日、パイン国立公園はバタゴニアには珍しく快晴でした。今でもここを旅した記憶は鮮明に残っています。

☆事務所からの連絡☆

年末調整のある雇用者の方は、**従業員への扶養親族変更確認、保険料控除申告書の記入・控除証明書の提出依頼**を早めにお伝えください。

11月のイベント

- ・ 保険料控除証明が届きます(年末調整用)
- ・ 個人所得税第2期予定納付
- ・ 個人事業税第2期分納付

税金マメ知識

近年、同族会社経営者の間では、毎月の役員報酬を大幅に減額し、事前確定届出の手続きを経て賞与の形で年俸の大部分を支給する手法が流行しているようです。これは、節税対策ではなく、社会保険対策になります。ご存じのとおり会社の社会保険は、給料の支給額に料率が掛かりますが、賞与はいくら払っても150万円を上限として計算します。ですから、月収100万円の社長さんなら、毎年1,200万円について社会保険を負担するわけですが、毎月5万円と賞与1,140万円にしまえば、賞与のうち150万円を超える990万円については社会保険負担を免れるということになります。税務では過大給与否認の判定はあくまで年の総額で行うため、年総額が適正範囲内なら是認されるとの情報もあるようです。

晩酌のじかん

コーナンで卓上七輪を1千円で買いました。これでさつま揚げとかスルメとか炙ってやります。ガスコンロ用の火熾し器も買いました。妻子が眠る深夜に、汗をかきかき火熾したらさあ、炙ろう。一人発泡酒で腹を膨ませ、歯を磨いたら、灰を拭いて消火確認、片付けます。秋の夜は長いのです。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県
横浜市神奈川区片倉5-14-15
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp